

議案第7号

勝山市行政手続条例の一部改正について

勝山市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年6月8日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法を追加するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政手続条例の一部を改正する条例

勝山市行政手続条例(平成9年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p><b>勝山市</b>行政手続条例<br/>(聴聞の通知の方式)<br/>第15条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u><br/>(新設)</p> | <p>_____行政手続条例<br/>(聴聞の通知の方式)<br/>第15条 (略)<br/>2 (略)<br/>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u> _____<br/>_____によって行うことができる。 _____<br/>_____</p> <p><b>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が</b></p> |

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条**第3項**後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「**掲示を始めた日から2週間を経過した**とき」とあるのは「**掲示を始めた日から2週間を経過した**とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、**掲示を始めた**\_\_\_\_\_日の翌

同項各号に掲げる事項(以下この項において「公示事項」という。)を記載した書面を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条**第4項**後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項**及び第4項**の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項**及び第4項**中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、**当該措置を開始した**日の翌

日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、\_\_\_\_\_「**同項**第3号及び第4号」とあるのは「**同条第3号**」と、\_\_\_\_\_第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条**第3項**後段」とあるのは「第29条において準用する第15条**第3項**後段」と読み替えるものとする。

日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び**第4項並びに**第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、**同条第4項中「第1項**第3号及び第4号」とあるのは「**第28条第3号**」と、「**同項各号**」とあるのは「**同条各号**」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条**第4号**後段」とあるのは「第29条において準用する第15条**第4項**後段」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市税条例の一部改正)

2 市税条例(昭和29年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条の2見出し及び同条中「勝山市行政手続条例」を「行政手続条例」に改める。

(印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

3 印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条(見出しを含む。)中「勝山市行政手続条例」を「行政手続条例」に改める。